債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号3中「国立大学法人納付金債権　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構納付金債権　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構納付金債権」を「国立大学法人納付金債権」に改め、同号10中「農地保有合理化促進対策資金貸付金債権　農業改良資金貸付金債権」を「農地保有合理化促進対策資金貸付金債権」に、「修習資金貸与金債権　株式会社農林漁業成長産業化支援機構貸付金債権」を「修習資金貸与金債権」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第十七号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　文部科学大臣　下村　博文

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出し及び同条第一項中「並びに」の下に「企画官、」を加え、同条第三項中「、卒後臨床教育推進専門官及び臨床研究推進専門官」を「及び卒後臨床教育推進専門官」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　企画官は、命を受けて、医学教育課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

第六十七条の見出し及び同条第一項中「並びに」の下に「宇宙科学技術推進企画官、」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　宇宙科学技術推進企画官は、命を受けて、宇宙の開発に係る科学技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　文部科学大臣　下村　博文

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一、八六一人」を「一、八五一人」に改め、同表文化庁の項中「二三六人」を「二三五人」に改め、同表合計の項中「二、〇九七人」を「二、〇八六人」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の文部科学省定員規則（次項において「新令」という。）の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

2　新令第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、平成二十五年九月三十日までの間においては、一、八九〇人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

○文部科学省令第十九号

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第九十条第五項の規定に基づき、国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　文部科学大臣　下村　博文

国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令

国立教育政策研究所組織規則（平成十三年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「四十九人」を「四十七人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国立教育政策研究所組織規則の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

○文部科学省・経済産業省令第三号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百五十号）の施行に伴い、及び特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）第五十二条第一項第五号の規定に基づき、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第五号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　文部科学大臣　下村　博文　経済産業大臣　茂木　敏充

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第五号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第五号に規定する事務の区分を定める省令（平成十九年文部科学省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一号ワ及び第二号ワ中「委託費」を「補助金又は委託費」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十六号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第二項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　厚生労働大臣　田村　憲久

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条各号列記以外の部分中「第三号」を「第一号」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「旅館等の事業を行う事業場の室内又はこれに準ずる環境において、客が喫煙できることを含めたサービスを提供する場合に、前号の計画に基づき、当該事業場内」を「事業場の室内又はこれに準ずる環境」に、「講じた」を「講じる」に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号を同条第二号とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項、第六十三条第一項及び第二項並びに第八十二条、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条並びに職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第十九条の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　実践型地域雇用創造事業（第百四十条）」を「第三節　実践型地域雇用創造事業及び戦略産業雇用創造プロジェクト（第百四十条・第百四十条の二）」に改める。

第百一条の二の二第一項第五号中「第百一条の二の四並びに第百二十五条第二項及び第三項において」を「以下」に改める。